事務事業評価シート(事後評価)

• • • •	コード 7-2-1								所管部課 生活文化スポーツ部 スポーツ振興課			
) (Im) -							根拠法		
事務事業の	スポーツの各種競技大会に出場する市民に対して補助金を市が交付することにより、社会教育法に規定する社会教育の一環として行う社会体育の振興を図ることを目的とする。									☑法律	見則	
	事業内容・実施方法等/補助の概要:補助団体の概要(団体名・団体の活動内容・補助金の活 都基準の有無・対象者拡大の有無・上乗せ補助額・市単独補助額)等 ※該当する予算事業名 【対象者】 地域の予選大会を経た競技大会(国際大会・全国大会・関東大会)に出場する市民区								名・節目を明	、補助金の概要 記する	是(国•	
の概要	【補助対象 度中1回に 大会に出場 助金から同	体 【補助対象経費・補助率】 競技大会出場に伴う鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃並びに宿泊料の1/2(上限額あり)を補助する(年 度中1回に限り)。なお、団体に対する補助に当たっては、競技大会に出場する西東京市民が2人以上いる場合において、競技 大会に出場する市民の分に限り補助する。また、補助対象者が他の地方公共団体等から同趣旨の補助金等を受ける場合は、補 助金から同趣旨の補助金を控除した額を交付する。 【意見聴取】 補助金の交付の決定においては、スポーツ基本法第35条の規定に基づき、スポーツ推進審議会の意見を聴き補助										
	【意見聴取】 補助金の交付の決定においては、スポーツ基本法第35条の規定に基づさ、スポーツ推進番議会の金の交付の可否を決定している。 (予算事業名:10.06.01.02 一般管理事務費(スポーツ振興補助金))											
	事業開始	台時期	平成13	年度	実施形態	☑ 直営	委託 □補耳	助 □ そ	の他 ()	
	- 114 = +h (+)	項	目		単位	25年度	26年度		27年度	28年度		
	事業費(A)	U.今. 却士山				28	7	140	27	4	290	
	財	出金•都支出	金		 _{千円}							
▮事	内その他	()	113							
業費	訳 一般財					28	7	140	27	4	290	
デー	所要人員(B)			人	0.0	5	0.05	0.0	5	0.05	
タ		=平均給与×	(B)		千円	39	7	411	39	7	415	
	臨時職員賃				千円	-				 		
)=(A)+(C)+(C	;')		千円	68	4	551	67	'1	705	
	単位当たり (E)=(D)/		金交付件	牛数)	千円	22	8	138	11	2		
		活動等指標				25年度	26年度		27年度	28年度	Ē	
	① 補助金		D IV	実績値	単位 件	1.2	3	4		6		
	2			実績値			<u> </u>			<u> </u>		
評価	《指標の説明・数値変化の理由 など》 当該補助金の交付件数。団体への補助場合も1件と数えている。											
指標		成果指	標		単位	25年度	26年度		27年度	28年度		
の	_ 次 ^{関東:}	大会の出場 ^ん	件数	目標値	l ELa							
設定				実績値 目標値	件		0	U		0		
	二 次	国大会出場件	 数	実績値	件		3	4		6		
	実績値 14 5 4 6 6 6 6 6 6 6 6 6											
事業	市民・関連団体等の意見 (アンケート結果など)			補助対象者から改善要望は無い。								
業環境等	都内26市のサービス水準との比較 (平均値、本市の順位など)			□ 上□ 中□ 下	実施している自治体は26市中10市である。							
	代替・類似サービスの有無			☑ 有□ 無	児童大会出場費及び生徒大会参加費補助金							

【一次評価】

検証項目		ランク	一次評価 〇検証項目、評価の判断理由 〇事業実施上の課題や今後改善すべき点等				
	事業の優先 度(緊急性)	2	□拡充	本事業は、スポーツの各種競技大会に出場する市民の方に対して、競技大会(国際大会・全国大会・関東大会)の出場に伴う鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃並びに宿泊料の			
Α	事業の 必要性	2	☑ 継続実施	一部を補助するものである。他のスポーツ支援団体等の補助金を利用できない場合、本 事業により、多くの市民の方々の全国大会等への出場の経済的な負担を軽減することが			
	事業主体 の妥当性	3	□改善・見直し	できるとともに、スポーツ競技者の裾野を広げることで、スポーツ振興に寄与する制度となっている。			
В	直接のサービ スの相手方	1		今後、東京オリンピック・パラリンピックに向けての機運醸成の一環として実施する「スポーツで活躍する市民等の応援事業」と合わせて、本事業を実施し、費用対効果を上げ			
	事業内容等 の適切さ	2	□ 版本的兄直∪	ることにより、引き続き社会体育の振興を図っていく。			
	受益者負担 の適切さ	2	┃ □ 休止				
С	市民ニーズ の把握	2	□ 廃止				
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容·実施方法を検証する項目 C:市民ニーズの反映度を検証する項目							

「一·⁄~≕/年】

検証項目		ランク	二次評価	〇検証項目、評価の判断理由 〇事業実施上の課題や今後改善すべき点等				
А	事業の優先 度(緊急性)	2	□拡充	本事業は、社会教育法に基づき「社会体育の振興を図る」という目的に加え、一次評価の判断理由にあるとおり、スポーツの各種競技大会への出場に伴う市民の「経済的な負担を軽減すること」により、才能ある「スポーツ競技者の裾野を広げ」、もって「スポーツ振興に寄与する」ことで、スポーツ基本法第4条に規定する地方公共団体の責務を果たしている。 事業内容は概ね妥当だが、本事業開始時期には成立されていなかった「スポーツ基本法」が平成23年に制定される等、近年、スポーツを取り巻く社会的な環境が変化しているため、その変化に対応した要綱等の規定整備を行うなど、一定の改善・見直しが必要である。 今後は、制度の積極的な周知を行うとともに、市内スポーツ団体等との意見交換によるニーズ把握に努め、補助内容や回数制限を見直すなど、利便性の向上を図られたい。				
	事業の 必要性	2	□継続実施					
	事業主体 の妥当性	2	- ☑ 改善・見直し - □ 抜本的見直し □ 休止					
В	直接のサ <i>ー</i> ビ スの相手方	1						
	事業内容等 の適切さ	2						
	受益者負担 の適切さ	2						
С	市民ニーズ の把握	1	□ 廃止					
検証:	検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容·実施方法を検証する項目 C:市民ニーズの反映度を検証する項目							

【外部評価】

外部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
□ 拡充 □ 継続実施 □ 改善・見直し □ 抜本的見直し □ 休止 □ 廃止	(対象外)

【行革本部評価】

行革本部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
□ 拡充	本事業は、大会参加に対する経済的負担を軽減するとともに、競技者の裾野を広げることで、スポーツ振興に寄与しているものと考えられる。
☑ 継続実施	一方、スポーツ基本法などの整備や、東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた機運醸成の必要性な
□ 改善・見直し	、スポーツを取り巻く社会環境は大きく変化している。 今後は、積極的な制度周知を進めるとともに、市民やスポーツ団体等のニーズを的確に把握しつつ、更なる
□ 抜本的見直し	利便性の向上に努められたい。
□休止	
□ 廃止	

【改善の方向性・スケジュールと改善実施にあたっての課題】

2020東京オリンピック・パラリンピックに向けた機運醸成にも繋がることから、制度の積極的な周知を進めるとともに、社会体育の振興と充実を図る。 改善の方向性・ スケジュール